

令和5年6月26日

福祉部長寿応援課

福社会館の指定管理者の選定手続きについて

千田福社会館及び東砂福社会館について、「江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」、「江東区福社会館条例」に基づき、令和6年4月1日から指定管理者制度による管理運営を行うため、次のように選定の手続きを実施する。

1 施設の名称・施設所在地

施設の名称	施設所在地
千田福社会館	江東区千田2-1-18号
東砂福社会館	江東区東砂七丁目1-5-3号

2 現在の運営者・指定期間

施設の名称	運営者・現在の指定の期間
千田福社会館	株式会社マミー・インターナショナル 指定期間 平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで
東砂福社会館	江東区

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日

4 選定方法

公募による選定とする。

5 今後の日程（予定）

日付	内容
令和5年8月	江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会で指定管理者候補者の決定
令和5年10月	第三回区議会定例会において指定議案の議決
令和6年3月	協定書の締結
令和6年4月	指定管理者による運営開始

6 児童館との一括選定

千田福祉会館は千田児童館を、東砂福祉会館は東砂児童館を併設しており、異世代交流の活性化や一括管理によるスケールメリットを生かすため、こども未来部と合同で専門部会を設け、同一の指定管理者を選定する。